

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年12月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
2. 都道府県名	岡山県
3. 市区町村名	●知事 ○市区町村長等
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.okayama.jp/page/400389.html">http://www.pref.okayama.jp/page/400389.html</a>

執行機関名 岡山県知事

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)(特別支援学校の高等部を除く。)のうち学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する私立学校に該当するものに在学する生徒等に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金(以下「私立高校生等教育給付金」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第1の項 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)(特別支援学校の高等部を除く。)のうち学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する私立学校に該当するものに在学する生徒等に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金(以下「私立高校生等教育給付金」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	私立高校生等教育給付金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	この要綱は、国が県に交付する高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)により、 <u>私立の高等学校等に在学する生徒等がいる低所得世帯</u> に対して、授業料以外の教育に必要な経費を交付することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等に寄与することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		私立高校生等教育給付金交付要綱